



第3次
地域福祉計画
を策定

「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を目指して

▲参加して笑顔になることでいつまでも元気に(ミニデイサービス 葛飾地区)

市では、新たに平成27年度から32年度までの6年間を計画期間とする「第3次地域福祉計画」を策定しました。第3次計画では3つの新たな取り組みとして、「生活困窮者自立支援」「地域包括ケアシステムの構築(生活支援コーディネーターの配置)」「ボランティアの充実のための検討」を掲げています。

今回の第3次計画においても、第1次および第2次計画と同様に「コミュニケーション船橋(シティ)の創出」をメインテーマに、地域の人と人が出会い、知り合い、人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っている仕組みづくりを進めます。



▲4月9日、策定委員会の大野地平委員長(左)から松戸徹市長(右)へ計画書が手渡されました。

問地域福祉課 ☎436-2314



▲庭の草むしりはとても大変なので、一人暮らしの高齢者に特に喜ばれます(助け合い活動 松が丘地区)

また、地域を支えるボランティアの不足や高齢化も大きな課題となっています。



地域福祉政策の課題

地域に住んでいる皆さんは、福祉の受け手であり、担い手でもあります。近所の誰かが困ったときには、互いに声をかけ合い、助け合う、そのような関係こそが「地域福祉」の目指す姿です。

地域福祉の目指す姿



四つ葉のクローバーにしたい気持ちを込めてデザインしたものです。

計画のシンボルマーク「四つ葉のクローバー」

三つ葉のクローバーとハートをデザインしたシンボルマークを掲げました。「地域に住む一人ひとりが努力すること(自助)」「地域が力を合わせて実現していくこと(互助・互助)」「行政の責任として推進していくこと(公助)」に市民一人ひとりの温かなハートが加わることで「幸せ」のシンボルである

三つ葉のクローバーとハートをデザインしたシンボルマークを掲げました。「地域に住む一人ひとりが努力すること(自助)」「地域が力を合わせて実現していくこと(互助・互助)」「行政の責任として推進していくこと(公助)」に市民一人ひとりの温かなハートが加わることで「幸せ」のシンボルである

第3次計画のメインテーマは、第1次計画からのメインテーマを引継ぎ、「コミュニケーション船橋(シティ)の創出」としています。このメインテーマを踏まえ、「心をつなぐ地域づくり」「楽しく暮らせる地域づくり」「安心して暮らせる地域づくり」「地域福祉推進のためのしくみづくり」の4つの柱を設定し、計画を推進していきます。

計画のメインテーマ

地域福祉計画とは？

計画に掲げた施策の一部をシンボルマーク「四つ葉のクローバー」に沿ってご紹介します

地域福祉計画の理念

船橋市の市民一人ひとりが、自らの住む地域に積極的に関わり、誰かの役に立ち、感謝され、地域の中に自分の居場所が確保されていて、安心感、安堵感だけでなく、生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する

第3次計画における3つの新たな取り組み

1. 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活保護受給者数や非正規雇用労働者の増加など社会情勢の変化を踏まえ平成27年4月にできた制度です。これまで「制度のはざま」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者の自立を支援します。



市では、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるが4月1日より支援業務を実施しています。

「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる

所在地／船橋市湊町2-12-4 湊町十二番館内4階
☎495-7111 FAX435-7100
相談受付時間／午前9時～午後5時(平日のみ)

2. 地域包括ケアシステムの構築(生活支援コーディネーターの配置)

市では、市民がいつまでも元気に暮らせるよう健康寿命を延伸し、医療や介護が必要な状態になった場合でも、住み慣れた地域で安心して生活できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。



その中で、家事援助等の助け合い活動を地域に普及させるために「生活支援コーディネーター」を地区コミュニティに配置します。

生活支援コーディネーターとは？

高齢者のための家事援助(ゴミ出しや買い物の付き添い、庭木の手入れ等)などを行う団体(助け合いの会)を必要としている人と団体とのつなぎ役となる人のことで、助け合い活動の普及啓発活動も行います。

3. ボランティアの充実のための検討

今後「地域包括ケアシステム」の推進に伴い、家事援助等の身近な生活支援サービスが重要となることから、福祉分野のボランティア活動を充実するための方策を次のとおり検討します。

1. 市民一人ひとりのボランティア活動への参加を促進する
2. 地域福祉を支えるボランティア活動の拡大を図る
3. 既存団体のボランティア活動の促進を図る



▲施設入所者と一緒に木工の作業をしています(ボランティア研修 三田習地区)

心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～

- 地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める
- 子どもたちが福祉活動に参加する機会をつくる
- 子どもたちを温かく見守る地域をつくる
- 地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や、出前講座など住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める

楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ遊んで～

- 生涯学習情報の発信やPR活動を行う
- 地域による学校支援を行う
- 遊びを通じて子どもと大人が交流を図れるサークル活動を促進する
- 地域住民を対象とした講座やイベント等の健康学習の場を確保する



▲自作の「すごろく」で、高齢者と小学生が楽しく交流(葛飾地区)

安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～

- 地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化および情報の共有化を図る
- 防犯パトロール隊、スクールガード、その他地域のボランティア団体などが情報を共有し、連携した活動を展開する
- 地域の人の異変に早期に気づき、適切な相談窓口へ連絡や紹介をする
- 町会・自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などが協力して災害時に特別な配慮が必要な人の把握に努める
- 家事援助などのちょっとした福祉サービスを実施する

地域全体で取り組むこと

共助・互助

市民一人ひとりができること

自助

心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～

- 隣近所の人への挨拶を心がける
- 困っている人に声をかけて必要に応じて手助けをする
- 他人を理解し、いたわる気持ちを持つ
- 福祉に対して興味・関心を持ち、福祉に関するイベントに積極的に参加するとともにボランティア活動にも関心を持つ



▲固まった体をゆるゆるにほぐします(「ゆる体操教室」 習志野台地区)

楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ遊んで～

- 生涯続けていける趣味を持つ
- 地域のサークル活動へ積極的に参加する
- 地域や社会への貢献意識を持つ
- 高齢者や障害者について理解を深める
- 動物の愛護や管理について、正しい知識を習得する

安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～

- 隣近所の異変に気づいたら、ためらわずに民生委員・児童委員や行政に連絡する
- 日頃から隣近所、離れている家族・友人を気遣う
- 災害や犯罪から自分を守るために何が必要かを日頃から考え、家族で話し合い確認しておく
- ひとりで悩まず相談をする
- 地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を知る
- 認知症について理解を深める

心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～

- 地域における「共助・互助」を拡大・強化するために、地域包括ケアシステムを推進する
- ボランティア活動やNPOへの参加意識の啓発を図る
- 福祉体験学習・ふれあい教育を推進する
- 行政が行う各種イベントや施策で世代間交流を図る
- 心のバリアフリー※について市民の理解を求める

※心のバリアフリー…高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の心の心の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。

楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ遊んで～

- 小・中学校の体育館や校庭の活用を図る
- 何かを学びたいと思っている人と、自分の知識・技術をボランティアとして生かしたい人を結び、市民の学びあいの輪を広げていく
- ロコモティブシンドローム※の啓発や、リハビリ的要素を含んだ体操を導入・推進する
- ニートやひきこもりの若者に対する就業支援を実施する
- 移動のための用具の貸与・給付や福祉タクシー制度などにより、障害者や高齢者等の外出を支援する

※ロコモティブシンドローム…筋肉、骨、関節などの痛みや筋力低下等により、歩行や日常生活に何らかの障害をきたし、要介護になる危険性の高い状態

安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～

- 船橋在宅医療ひまわりネットワークの取り組みを支援し、在宅医療の推進を図る
- 地域での見守り活動を支援する
- 警察・地域・企業・学校・行政などが連携した機能的な体制の構築を図り、安全で安心なまちづくりを推進する
- 防犯パトロール隊、スクールガードの立ち上げや活動を支援する
- 生活困窮者自立支援制度について検討し、事業展開する
- 災害時に特別な配慮が必要な人の避難支援の更なる推進を図る



▲電話での見守り活動により、一人暮らしの高齢者の方も安心できます(松が丘地区)

公助

行政等ができること

市民参加

自分の暮らす地域をよりよくしていこうとする気持ち

地域で行われている市民活動

助け合い活動を実施する団体や、地区社協の事業など、第1次計画が策定された平成17年度以降、地域における市民活動は順調に増えていることがわかります。

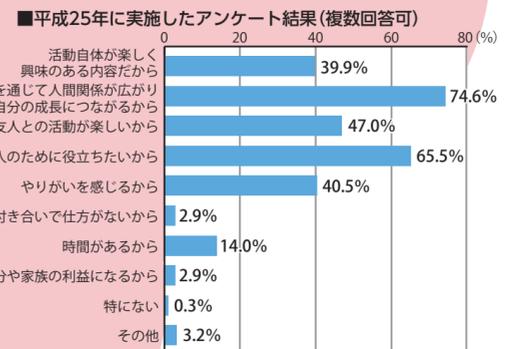
- 助け合い活動実施団体数……………20団体(平成17年)→38団体(平成26年)
- 地区社協の主な実施事業……………ミニデイサービス事業 424回(平成17年)→600回(平成26年)
- ……………ふれあい・いきいきサロン 414回(平成17年)→629回(平成26年)
- ……………子育てサロン 247回(平成17年)→471回(平成26年)

ボランティア活動に参加する理由

「活動を通じて人間関係が広がり自分の成長につながるから」「地域や人のために役立ちたいから」と回答した人の割合が高く、楽しさややりがいを感じ、活動が生きがいにつながっていると考えられます。



▲チーバくんと一緒に中学生もチラシ配りのお手伝い(地域福祉まつり 塚田地区)



計画書の閲覧場所など

- 計画書は市役所11階行政資料室、各図書館・公民館・出張所、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)、市民活動サポートセンター、男女共同参画センター、船橋市社会福祉協議会、24地区社会福祉協議会のほか、市ホームページでも閲覧できます。
- 市役所11階行政資料室で販売しています。(1部560円)

身近な福祉の窓口 地区社協をご存知ですか？



▲ママと一緒に安心して遊べます
(子育てサロン 湊町地区)

地区ごとに特色を出しながら、高齢者と子どもが一堂に会し、ゲームをしたり、歌を歌ったりして世代間交流の場として年1〜2回行っています。

地域福祉まつり

高齢者を中心に、地域住民の誰もが自由に参加し、参加者自身が企画する趣味やレクリエーション(ゲームなど)を通じ、世代を超えた仲間づくりの場を提供します。(左下参照)

ふれあい・いきいきサロン

ミニデイサービス(下記参照)をはじめとして、さまざまなサービスを行っています。

どんなサービスがあるの？

地区社会福祉協議会(地区社協)は、船橋市社会福祉協議会(市社協)の支部として、市内の24地区「コミュニティすべて」に設置されています。町会・自治会、民生委員、児童委員、ボランティアなど地域の皆さんの手によって、ミニデイサービスやふれあい・いきいきサロンといった事業を中心に、さまざまな福祉サービスを提供しています。地区社協は地域福祉計画を推進していく中心的な存在として、期待されています。

「地区社協」とは

このほか、すべての地区で子育てサロン(上記写真)やボランティア育成のための研修会、福祉相談を実施しており、一部の地区では「困ったときにはお互いさま」の気持ちでの家事援助活動も実施しています。さらに、地区自治会連絡協議会、地区民生児童委員協議会と協力して、口頃の見守りが必要な人を把握することで、災害時の避難支援にも活用できる「安心登録カード事業」も行っており、災害時の救援・支援体制の構築に向け、取り組んでいます。市では、これらの事業の運営について、市社協を通じて支援しています。これからも市社協・地区社協と連携をとりながら、地域福祉の推進を図っていきます。

その他の活動

ミニデイサービス

ミニデイサービスは介護保険の認定は受けていないものの、虚弱で家に閉じこもりがちで一人暮らしの高齢者を対象に、保健師による血圧チェックなどの健康管理を実施したり、昼食をはさんで約半日、ゲームや体操といったレクリエーションや工作などを楽しむ事業です。公民館や町会・自治会の集会所などを利用して開催されており、ボランティアの皆さんが考えたゲームなどで頭や体の体操をして、楽しみながら介護予防にもつながっています。



▲踊りのボランティアさんに拍手喝采！
(ミニデイサービス 二和地区)

集会所を活用したサロン活動

サロンとは地域の住民が気軽に集まって、おしゃべりをしながら、ほっと一息つける場のことで、ボランティアの皆さんの手により運営、提供されています。この他にも、空き店舗を活用したり、自宅を開放したりしている地区もあります。また、おしゃべりの場になかなか出てきにくい人のために「ふれあいマーじゃん」などを実施している地区もあります。



▲手作りの紙芝居に参加者の皆さんが聞き入っています(ふれあい・いきいきサロン 湊町地区)

あなたも始めてみませんか？

地域のボランティア活動に参加してみませんか。ちょっとでも興味がある活動への参加をお待ちしています。各地区社協(右表参照)へお気軽にお問い合わせください。

地区社会福祉協議会

●問い合わせ／(月)～(金)午前10時～午後3時

地区社協名	場所(事務拠点)	電話
1 宮本地区	宮本6-18-1 宮本公民館内	421-1018
2 湊町地区	湊町1-11-19 南老人福祉センター内	433-9150
3 本町地区	本町2-2-5 中央公民館内	434-6556
4 海神地区	海神6-3-36 海神公民館内	437-2207
5 葛飾地区	西船4-17-3 西船橋出張所内	437-6633
6 本中山地区	本中山1-6-6 西部公民館内	047-336-7011
7 塚田地区	前貝塚町601-1 塚田公民館内	430-7345
8 法典地区	藤原7-33-7 法典公民館内	430-8077
9 夏見地区	夏見2-29-1 夏見公民館内	425-3808
10 高根・金杉地区	高根町2885-3 高根公民館内	438-5671
11 高根台地区	高根台1-2-5 高根台公民館内	467-4551
12 高芝地区	新高根1-12-9 新高根公民館内	469-5050
13 前原地区	前原西2-21-21 東部公民館内	471-8121
14 二宮・飯山満地区	飯山満町1-950-3 飯山満公民館内	424-0317
15 薬円台地区	薬円台5-31-1 社会福祉会館内	469-6118
16 三田習地区	三山8-19-1 三山市民センター内	471-3325
17 習志野台地区	習志野台3-7-16 習志野台コミュニティルーム内	465-0250
18 二和地区	二和東5-26-1 二和公民館内	447-3711
19 三咲地区	三咲3-5-10 三咲公民館内	440-2161
20 八木が谷地区	八木が谷2-14-6 八木が谷公民館内	448-7713
21 松が丘地区	松が丘4-32-2 松が丘公民館内	468-6120
22 大穴地区	大穴南3-19-1 海老が作公民館内	464-8581
23 豊富地区	豊富町4 北部公民館内	457-1552
24 坪井地区	坪井町1371 坪井公民館内	402-0933